

## 平成28年5月前期定例会 議事録

- ・開催日時 平成28年5月13日（金曜日）14時56分～15時29分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 江口委員  
（事務局）社頭事務局長 岸川副事務局長 中野人事主幹  
岩本係長 藤田係長 牛島係長 西川主査

### ○議事事項

#### 1 平成28年4月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

#### 2 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する。

公平委員会の事務を受託している団体の組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。  
(施行日 公布の日)

(改正内容)

○大町町

(1)廃止する職

[出先機関 小学校 校長、副校長、教頭、事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。)]

[出先機関 中学校 校長、副校長、教頭、事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。)]

《理由》

義務教育学校の設置に伴い、町内唯一の小学校と中学校を廃止したため。

(2)新たに指定する職

[出先機関 義務教育学校 校長、副校長、教頭]

《理由》

平成28年4月1日に義務教育学校が設置された。学校教育法第49条の8で準用する第37条により「校長は、公務をつかさどり、所属職員を監督する。」「副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」「教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応

じ児童の教育をつかさどる。」と規定されている。

また、大町町立学校の管理に関する規則において、校長には勤務条件（勤務時間、休暇等、出張）や服務についての権限が認められ、副校長及び教頭には校長不在時（教頭は校長及び副校長不在時）の職務の代行が認められている。

よって、「重要な行政上の決定を行う職員」、「労使関係上の監督的地位にある職員」として管理職員等に指定する必要がある。

なお、事務職員等については、統括事務長、事務長はおらず、「労使関係上の監督的地位にある職員」として管理職員等に指定する必要はない。

### 3 解雇予告除外認定について

平成28年5月13日付けで佐賀県知事から提出のあった、労働基準法第20条第3項の規定に基づく解雇予告除外認定申請について、また、申請書中の「職員の責に帰すべき事由」の事実関係についての調査結果について、その内容を事務局が説明し、原案のとおり認定することを決定した。

#### ○報告事項

##### 1 平成27年（不）第1号事案に係る第3回口頭審理調書について

平成27年（不）第1号事案に係る第3回口頭審理調書を作成し、写しを両当事者へ送付したことを事務局から報告した。

##### 2 平成27年（不）第1号事案に係る経過報告について

平成27年（不）第1号事案に係る平成28年4月27日以降の請求人とのやり取り等経過について、事務局から報告した。

#### ○その他

##### 1 行事予定について

##### 2 第59回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について